

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 平成21年2月19日(木)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時55分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 篠 田 好 造 |
| 委員長職務代理者 | 山 本 雅 章 |
| 委 員 | 中 原 美 恵 |
| 委 員 | 石 坂 展 代 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
4. 出席職員
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 教育次長 | 村 瀬 光 生 |
| 管理部長 | 松 本 清 |
| 学校教育部長 | 松 本 文 化 |
| 生涯学習部長 | 中 台 雅 幸 |
| 管理部参事兼総務課長 | 高 橋 忠 彦 |
| 学校教育部参事兼学務課長 | 阿 部 裕 |
| 生涯学習部参事兼社会教育課長 | 山 田 清 |
| 生涯学習部参事
兼市民文化ホール館長 | 須 藤 元 夫 |
| 財務課長 | 武 藤 三 恵 子 |
| 施設課長 | 千 々 和 祐 司 |
| 総合教育センター所長 | 福 田 衛 |
| 文化課長 | 狩 野 桂 一 郎 |
| 青少年課長 | 大 野 栄 一 |
| 生涯スポーツ課長 | 石 井 誠 |
| 保健体育課課長補佐 | 木 幡 信 夫 |

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

- 議案第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 議案第2号 平成21年度職員の人事異動方針について
- 議案第3号 平成21年度船橋市一般会計予算(歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分)について
- 議案第4号 平成20年度船橋市一般会計補正予算(歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分)について
- 議案第5号 船橋市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 号 船橋市立宮本中学校用地の取得について
議案第 7 号 船橋市立飯山満小学校用地の引継ぎについて
議案第 8 号 船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 9 号 船橋市立小学校及び中学校における出席停止の手續に関する規則
の制定について
議案第 10 号 船橋市社会教育委員への諮問について

第 3 報告事項

- (1) 船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会の審議
経過について
(2) 「瑞花双鳳五花鏡」「梅花文鏡筥」講演会について
(3) 市民文化ホール自主事業について
(4) 第 2 7 回船橋市小学生・女子駅伝競走大会の実施報告について
(5) その他

6 . 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 2 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録の承認についてお諮りいたします。

1 月 2 2 日に開催いたしました教育委員会会議 1 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認します。

それでは議事に入りますが、議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 6 号の 4 議案については、船橋市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項第 4 号の「市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該議案を非公開とします。

それでは議事に入ります。まず初めに、議案第1号について、総務課、説明願います。

議案第1号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第2号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

議案第2号「平成21年度職員の人事異動方針について」、ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

船橋市教育委員会は、平成21年度職員の人事異動方針について、次のとおり定めることとしてお諮りするものでございます。

異動方針1として、「行政効率を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進する。」、2として、「行政運営の適正化を図るため、年功序列的な考え方を排除し、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努め、職員の意欲向上を図る。」、3として、「職員の高齢化及びゆがんだ年齢構成に起因する、いわゆる団塊の世代の大量退職に対応し、組織を維持するため、意欲と熱意を持つ優秀な若年職員を積極的に昇任させるとともに、管理監督者としての職務を経験させる。」、4として、「市費負担学校職員にあっては、学校教育の一層の充実と経営効率の向上を図るため、年齢・経験等を考慮し、原則として同一校に永年勤務する者（概ね5年、新規採用者の場合は概ね3年）を中心に積極的な異動を推進する。」ことを考えております。

職員の人事の方針を定めるにあたり、船橋市教育委員会組織規則第3条第7号の規定に基づき議決を得る必要がありますので、ここに議案書を提出するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】

ただ今説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

人事異動方針の2のところ、「行政運営の適正化を図るため、年功序列的な考え方を排除し」とありますが、やはり最近、能力だけを重視する余り、年の功といいますが、いわゆる日本の良さというようなものが逆になくなってしまおうような感じがしますね。年功序列が良い場合もあると思いますし、本当に否定的な見方だけをしているようなので、この「年功序列的な

考え方を排除し」という文言を除いても全然おかしくないと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

この文言は、年功序列の考え方をすべて排除するという意味でもないとは思いますが、例えば、団塊の世代が退職して、これから新しい人材が入ってくる時に、いわゆる定年退職された先生が、新規採用の先生のアドバイザーを務めるということをお聞きしたことがあります。そうしたところで、年功序列についての考え方があるのでしょうか。

【総務課長】

この職員人事異動方針は、事務局等の職員を対象としておりますので、学校現場の先生方は対象としておりません。

平成20年4月1日現在では、私どもの職員の年齢構成が支所等も含めて4,496人となっております。そこで56歳から59歳の層の人数が602人、52歳から55歳までが589人、48歳から51歳が520人、以下、年齢で4歳毎に区切った人数が、500人、488人、432人、407人、370人、308人、161人というように、年齢が若くなるに従い少なくなっているのが事実でございます。

従って、実は年齢の高い職員がかなり多くいます。その方たちが、定年になると一斉に退職するという状況ですので、組織を適正にするために、このような書き方をさせていただいたところでございます。

【委員】

今のご説明でいくと、ある意味では人事異動方針の2番と3番がつながっているわけですね。

【委員】

何か年功序列を目のかたきにしているように思えますけどね。

【委員】

例えば60歳で定年されるということで考えて、その定年に近い人が必ずしも管理職に就くわけではないということでしょうか。若い方を登用して経験を積んだ職員をまた補助で就けるという意味ではないのでしょうか。

【委員】

現在の人事の一般的な課題であるという意味ですよね。

【委員】

マスコミなどでも年功序列は悪いような言い方をしていますが、私はそれに迎合しているよ

うに感じるので、文章的に不自然でなければ、この文言を抜かしてもいいと思いますけどね。
年功序列を排除するのではなくて、優れた者を登用したいというだけですよね。

【総務課長】

おっしゃるとおりです。年齢構成は先ほど申し上げたとおりですので、そこを強調したというところでは確かでございます。

【委員】

だから、定年に近い人が、必ずしも上に行くとは限らないという意味なのでしょうね。それでいいわけですが、何か本当に強い表現ですし、記載しなくても問題ないと思うので、私ならこれは記載しないですね。

【教育長】

これは要するに、学校現場ではなくて、教育委員会事務局職員の人事異動ということで、当然、市長部局職員との入れ替えもあるので、市長部局の人事異動方針と整合性を図る必要性があってこのような言葉になるのでしょうか。教育委員会で市長部局と違った文言を打ち出してしまうと、また何らかの不具合が生じることも考えられます。ですから、日本語としては、あまりいい言葉ではないような気がいたしますが、今回は、従来年齢で出世していくという考え方を改め、将来に備えて優秀な職員を各層から上げていくという考え方を理解していただいて、来年度になりますが、市長部局と人事の方針をすり合わせるときに、この部分を課題にしたいと思いたいと思いますけれども。

【委員長】

委員の意見を尊重していただいて、来年度以降、ご検討いただければと思います。
ほかにご質問、ご意見はございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第2号「平成21年度職員の人事異動方針について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

それでは、議案第3号から議案第6号の審議に入ります。

【委員長】

それでは、議案第3号について、財務課長、説明お願いいたします。

議案第3号「平成21年度船橋市一般会計予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分）について」、財務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第4号について、財務課、説明願います。

議案第4号「平成20年度船橋市一般会計補正予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分）について」、財務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして議案第5号について、学務課、説明願います。

議案第5号「船橋市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例について」、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第6号について、施設課、説明願います。

議案第6号「船橋市立宮本中学校用地の取得について」、施設課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第7号について、施設課、説明願います。

【施設課長】

議案第7号「船橋市立飯山満小学校用地の引継ぎについて」でございます。議案書の39ペ

ージをご覧ください。

飯山満小学校の現在の校地面積は1万8,025平米でございます。当該敷地面積のうち903平米を現在借用しておりまして、小学校設立当時の昭和44年から地主と賃貸借契約を結んでおります。しかし、土地所有者から、ご自身の高齢化、あるいは相続の発生などに備えて賃貸借契約の継続は難しいという旨のお話ございました。そこで、市といたしましては、市所有の行政財産の土地との等価交換を申し入れしたところ、承諾され合意に至りました。このたび交換手続が終了しまして、1月22日付で市長から教育委員会所管の教育財産として引き継ぐ旨の通知がございました。そこでこのたび市長から教育財産を引き継ぐに当たり、教育委員会で議決を得る必要がございますので上程したという次第でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいまご説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第7号「船橋市立飯山満小学校用地の引継ぎについて」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号及び議案第9号については、関連する議案ですので一括して審議いたします。それでは指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第8号「船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第9号「船橋市立小学校及び中学校における出席停止の手続に関する規則の制定について」ご説明いたします。

まず、議案第8号についてご説明いたします。資料41ページをご覧ください。

出席停止制度につきましては、平成13年11月6日付の文部科学省通知、「出席停止制度

の運用について」において、公立の小学校及び中学校におけるものとする説明されております。さらに、平成14年1月11日施行の学校教育法の改正で、特別支援教育に関する条文の中に、出席停止制度に関する同法第35条を準用する規定がございません。この2点を理由に、船橋市立特別支援学校管理規則第37条の出席停止に関する規定を削除するというものでございます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号「船橋市立小学校及び中学校における出席停止の手續に関する規則の制定について」ご説明いたします。資料45ページをご覧ください。

平成14年1月11日施行された学校教育法における出席停止制度についての改正で、出席停止に係る要件が明確に規定されたこと、そして出席停止の命令権者が校長から市町村教育委員会にかわったこと、それから命令を決定する前に保護者からの意見聴取を行うこと、それから教育委員会は出席停止期間中の当該児童生徒の教育上必要な措置を行うこと、さらに、出席停止の手續に関しては、教育委員会規則で定めることとなりました。

これを受けまして、船橋市教育委員会では、「船橋市立小学校及び中学校管理規則」の出席停止に関する第26条を改正し、平成14年1月11日に施行いたしました。この第26条では、出席停止に係るような性行不良を繰り返す児童生徒につきましては、校長が教育委員会へ報告することを規定いたしました。そして具体的な手續につきましては、「出席停止制度の運用」を定めて対応してまいりました。

今回、教育委員会規則として新たに制定する理由は、出席停止が児童生徒の就学にかかわる措置であることから、その手續については一層の厳正さと透明さを確保することが重要であることにございます。

規則の主な内容といたしましては、1つ目は、出席停止にかかわる児童生徒の保護者からの意見聴取の行い方について、2つ目には、被害を受けた児童生徒及び保護者からの事情聴取について、3つ目として、出席停止命令の決定の手續について、4つ目は、出席停止期間中の学習支援等や関係機関との連携について、5つ目として、出席停止期間中の出席停止の解除についてでございます。

さらに、補則で、「出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定める」といたしまして、本規則をご承認いただいた後に、「船橋市立小学校及び中学校における出席停止の手續に関する規則の運用」を定め、具体的な手續や運用について規定したいと考えております。

また、附則で、本規則の施行を平成21年4月1日とすること及び船橋市立小学校及び中学校管理規則の第26条に出席停止の手續について、教育委員会規則で別に定めると規定することとしております。

各学校におきましては、校内体制を整え、関係機関とも連携して、問題行動に対して全力で対応しておりますが、近年、問題行動が広域化、低年齢化、それから予測が難しい突発的な問題など、深刻な状況が増加する傾向にあることを懸念しております。このような中で、学校の教育秩序を確保するために出席停止制度を適用せざるを得ない場合があることも想定され、本

規則の制定が必要と考えるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【委員】

現在の状況の中で、こういう出席停止が必要とされるような事例はありますか。

【指導課長】

小・中学校の校長先生方にお伺いしますと、検討を要するような事例はあると伺っております。ただし、これまで適用したことはございません。

【委員】

1人の生徒により他の生徒が迷惑するという場合もあるでしょうけれども、その1人の生徒を出席停止にすると、その生徒の教育や人権にかかわる問題になることも考えられますので、なかなか実際に執行するのは難しいところがあるかもしれませんね。

【委員】

学校教育法の改正に伴って規則を改正するというので、その書式に関しても第1号様式、第2号様式は何かを参考にして作成されたのだと思います。1つ気になったのは、第2号様式の一番下のところに、「処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して」と記載されているのですが、それ以前では「処分」という文言はどこにも登場していませんね。「出席停止」と書かれているだけで、「出席停止処分」というような扱いにはなっておりませんので、何かを参考にされたのなら、それをまず教えていただきたいと思います。また「処分」という文言をここに記載すること自体が、もうこの手続に対してのある方向性を明確にしてしまうこととなりますので、教育委員会としては、例えば「出席停止命令」ということですので、「命令の取消しの訴えは」というような形にするほうがよいのではないかと感じておりますが、そこを教えていただけますでしょうか。

【指導課長】

このことにつきましては市の関係課と協議して、行政事件の取扱い上の適正な表記ということで、「処分」という形になっているということでしたので、このように書かせていただきました。

【委員】

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

もう少し温かみのある文言はないのかということですね。学校関係ですから、例えばこれを保護者の方がご覧になった場合に、同じ意味でも、もう少し温かみを感じられるような言葉がないかということだと思います。今回、規定の中でこういう形になるのであればやむをえませんが、そういう気持ちということなのではないでしょうか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

【委員】

この規則を平成21年4月1日から施行するということが、保護者にはどのようにお知らせをされるのでしょうか。

【指導課長】

校長会等のご意見を伺いながら、いい方向に工夫してまいりたいと思っております。

【委員】

今はまだ検討されていないということですね。

【指導課長】

はい。

【委員長】

こうした規則をなるべく適用せずに済めば一番ですが、ただ、実際にはそういう危惧も含んでいるということだと思います。

ほかにご質問、ご意見、ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第8号「船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第9号「船橋市立小学校及び中学校における出席停止の手続に関する規則の制定について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第8号及び議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

それでは、議案第10号「船橋市社会教育委員への諮問について」、ご説明いたします。

資料の53ページをご覧ください。

諮問の理由でございますが、船橋市教育委員会は、船橋市教育委員会組織規則第3条第1号の規定に基づきまして、今後の有効な家庭教育支援の方針を定めるために、船橋市社会教育委員に対し、船橋市におけるこれからの家庭教育支援への取組みについて諮問するものでございます。

資料54ページ、55ページの諮問文をご覧ください。

諮問する骨子につきましては、55ページの下に4つ記載しております。この中で諮問する骨子につきましては、大きく分けて3つございます。1つ目は、「家庭教育の支援としての家庭、学校、地域の連携について」、2つ目は、「家庭教育に関する情報提供について」、3つ目は、「社会教育施設のあり方について」を挙げております。

次に、諮問の理由でございますが、現代は核家族化、少子化及び都市化という形で急速に社会が変化し、地域における地縁的なつながりが非常に希薄になっており、家庭での教育力の低下が指摘をされているところでございます。平成18年に教育基本法の一部が改正され、初めて教育基本法の中に家庭教育の項目が新たに設けられました。そこで保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するとともに、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきであるということが明確に規定されました。このようなことから、社会教育委員に諮問を求めるものでございます。

船橋市のこれまでの家庭教育に係る取組みとしては、公民館やPTAが開催しております「家庭教育セミナー」や、「就学時健診時の子育て学習」などがございます。

今後は、家庭の教育力のさらなる向上を図る上で、学習機会に恵まれない親や子育てに関心を示さない親御さんなどに、家庭教育の支援の取組みが求められている状況の中で、その方策を社会教育委員へ諮問し、おおむね1年間にわたって審議いただき、平成22年3月をめどに答申をいただきまして、今後の船橋市における家庭教育支援のあり方を具体的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】

ただいまご説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

とても大事なことなので、事業として展開し、諮問するということに対しては理解するところですが、1つ確認したいのが、理由の7行目に「平成18年に改正された教育基本法では、第10条に家庭教育の条を新たに設け、保護者が子どもの教育について」と記載されていますよね。たしか教育基本法の中でも「親」という文言ではなく、「保護者」だったように記憶していますが、それでよかったですでしょうか。だとすれば、後段の「家庭の教育力の向上を図る上で」のところ、全て「親」になっていますが、おそらく子育て家庭の多様化というところに対応して「保護者」という文言にしているのではないかと思うので、これはやはり「親」と限定してしまわずに、一般の「保護者」とした方が妥当ではないかなという印象を持っていますので、その部分をお調べいただいて、変更が必要ならば変更すればよいと思います。

【社会教育課長】

調査に引用されている他は、委員ご指摘のとおりと考えますので、諮問理由の「親」という文言を「保護者」と修正することでお諮り頂ければと思います。

【委員】

おそらく、小さなサークルのような団体など、いろいろな団体が保護者に対して家庭教育に関する情報提供をしていると思いますが、中には政治的・宗教的なものがありますので、団体についてもよく調べていただき、保護者に対して個々の家庭の信念とか信条にふさわしいような情報提供していただければと思います。

特に、小さい子どもがいる保護者は、なかなか時間がとれず、表に出る機会も少なくなってしまうと思いますので、ご配慮いただければと思います。

【委員長】

ほかにご質問、ご意見、ありますか。

【委員】

現状としては、保護者は子どもが生まれると、なかなか動きにくいという雰囲気がありますが、幼稚園、小学校とあがるにつれて、家庭教育セミナー等に参加する保護者は、すごく偏ってくるので、もっとおなかにいる段階とか、もっと前の段階で、家庭教育が大事になるということを伝えていかなければならないと思います。PTAをやっていて来てほしい人が来ないということを感じていましたが、そうした状況について、社会教育委員の方々のご理解されているのでしょうか。

【社会教育課長】

社会教育委員は理解していただいていると考えていますが、今のご意見、もっともなことだ

と思います。具体的には、この1年間で諮問、答申という形になるわけですが、なかなか社会教育委員の方に諮問し、すぐに答申を出していただいたり、改めて集まっていただくということも、時間的な関係で、なかなか難しい状況の中で、各団体から委員さんが選出されています。先ほど3つの柱の中で、分科会方式のような形で、1つ目は学校、地域、家庭の連携の分科会の会を、それに関連する団体の方々にお集まりいただいて討議していただく。もう一つの情報提供については、学校から出ている委員さんを中心に作業分科会を設定し、具体的な実例をあげて討議していただいたり、事務局から会議ごとに詳細な資料を提供したいと考えておりますので、その中で状況を見て諮問の答申をまとめていただくということで、あとはいかに現在の状況をつかんでいただくかにもよるわけです。その後いろんな方策が答申として出ると期待しております。

【委員】

今、ご質問いただいたことに関連して、船橋市が次世代育成のための「ふなばし・あいプラン」という計画を進めていますが、その会議で提示された資料で、家庭教育セミナーに就学前のお子さんを持っている保護者で参加されている方は1%台、小学校の保護者の方、調査対象は約1,000人ですが数%だったわけです。それで委員の実感というのが数字にあらわれていると思うのですが、改めて調査を展開するのは難しいと思うので、そうした関連した調査データを事務局で収集して提示していくということが、とても大切だと感じておりますので、よろしくをお願いします。

【委員長】

ほかにご質問、ご意見、ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第10号「船橋市社会教育委員への諮問について」、議案書55ページの諮問理由で、調査に引用されている他の「親」の文言を「保護者」に修正することとし、採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、当該文言を修正することとして可決いたしました。

続きまして報告事項に入ります。初めに、報告事項(1)について、総務課、報告願います。

【総務課長】

それでは、別紙にてお配りしました報告事項(1)の資料をご覧ください。

船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会の審議経過でございます。資料に記載しているとおり、前回の報告以降、4つの専門部会をそれぞれ2回開催しております。

前回の報告で8つの基本方針についてお話ししましたが、今回の専門部会では、8つの基本方針を設定して、それぞれに推進目標及び施策を位置づけた体系をもとに、今後5年間にわたる事業の計画を検討しています。

今現在、その下に25の推進目標を掲げております。そこから重点的なものに基づく施策を位置づけていく予定でございます。数字で記載しておりますが、多少動くことがございますので、今現在ということで考えていただきたいと思っております。

今後は、各課から提出された事業計画のうち、特に重点的に推進していくべき事業については、庁内プロジェクト委員がより具体的な計画を立案して、策定委員会及び専門部会で審議した上で、答申書として取りまとめていただきます。

今後の予定は、資料に記載しているとおりですが、平成21年度のなるべく早い時期に答申を行いたいと思っております。

また、この過程の中で、先ほどの点検・評価も加わってまいります。5年後の姿、目標と達成に向けての指標のようなものを現在検討しております。すべての事務事業を網羅できるわけではございませんが、それを一つの物差しとして教育振興ビジョンの策定を進めておりますので、点検・評価ともリンクしていくかと思っております。

それともう一つ、このビジョンを策定していることから、平成21年度の点検・評価については平成20年度で実施しますので、今現在の「ふなばしの教育」に基づいて行うという形になります。

平成21年度については、途中で完成することから、若干微妙な位置づけになってくるかと思っております。

あと、それぞれの職員がある程度は一定の物差しを持てるということから、2年後には少しずつ変わってきて、しっかりしたものになっていくかと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは続きまして、報告事項（２）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

指定文化財の瑞花双鳳五花鏡と梅花文鏡筥の講演会の開催についてご報告いたします。

平成21年2月28日と3月7日の土曜日、午後2時から2回講演会を行います。これは指定文化財の印内台遺跡群から出土した瑞花双鳳五花鏡と梅花文鏡筥の普及活動の一環として、郷土資料館と文化課の共同主催で行うものでございます。

第1回目は「瑞花双鳳五花鏡」を題材に、「鏡と信仰 ～印内台遺跡群（27）出土 瑞花双鳳五花鏡を中心に～」というテーマで、國學院大學の青木豊教授にご講演いただきます。青木教授は、和鏡研究家の第一人者であり、船橋市内で出土した和鏡3面すべてについて、鑑定されました。

第2回目は、瑞花双鳳五花鏡・梅花文鏡筥を総括して、「印内台遺跡群から瑞花双鳳五花鏡・梅花文鏡筥が出土した意義について」をテーマに、千葉県教育庁文化財課の笹生衛氏に講演していただきます。笹生氏は、千葉県内外の発掘調査の情報に精通し、古代・中世の考古学の顕著な研究者でございます。

講演会当日は、双方の原品及び復元模造品の特別展示をいたします。

2月19日現在、定員80名に対しまして57名の申込みを受けておりますので、まだ空きがございますので、是非お越しいただきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（３）について、文化ホール、報告願います。

【市民文化ホール館長】

3点、市民文化ホール自主事業についてご報告をさせていただきます。

別刷りのカラー刷り3枚について、とじている順にお話します。

まず、「すてきな3にんぐみ」でございます。これは5月6日、ゴールデンウィークの最後の日に行う人形劇団ブークによる公演です。実は当ホールでは、プロの人形劇公演は初めてでございます。ぜひたくさんのお子様にも見てもらいたいと思っております。来週の木曜日にチケットの発売を開始いたします。

ちなみに、ブークの公演のチケット代は、通常3,500円でございます。

それから2枚目、「響け！ビッグ・バンド」でございます。これは文化ホールでは定番になっているビッグ・バンドのジャズコンサートです。毎回多くのお客様においでいただいております。チケットは本日発売で、順調に売り出されておりました。

最後に市民寄席でございます。5月31日に開催するもので、市民寄席もまたホールの定番となっている人気の実施事業でございます。今回は小三治・鶴光という2人の大物が参ります。市民寄席は年2回行っており、5月31日に1回目を予定しております。2回目は、今のところ10月3日の土曜日を考えております。本日発売が1本、来週木曜日発売が2本ということで、5月に開催される事業3つをご紹介しますいただきます。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見、ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは続きまして、報告事項(4)について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、報告事項(4)「第27回船橋市小学生・女子駅伝競走大会の実施報告について」ご報告をいたします。

お手元に総合成績表と写真をお配りさせていただきました。

前日の夜半から南風の強風が吹き荒れまして、当日は大会開催が危ぶまれましたが、開会式が始まるころには風もおさまり、小学生男子の部のスタート時には日差しも見え始め、上々のコンディションとなりました。

開会式には、委員長をはじめ、多くのご来賓の方々にお越しいただきました。

今回の大会につきましては、特に本年度全日本中学校陸上選手権大会において1,500メートル2位の実績を持ちます七林中の小崎裕里子選手が1区に出場いたしまして、その走りが注目されたところでございます。同時スタートの市立船橋高等学校、松崎選手も高校陸上界ではトップクラスの選手でありました。とても興味のある1区でございましたが、中学生の小崎

裕里子選手が3秒の差で1番でたすきを渡しました。結果、中学校の部では3連覇中の市外の白山中学校を抑え、見事に七林中学校が歴代2位の記録で初優勝いたしました。高等学校の部は市立船橋高等学校、また小学校女子の部では七林小学校が初優勝しております。

また一般の部では、今までチームかもめが6連覇をしておりましたが、行田公園走友会が優勝いたしました。

以上で報告を終わります。

【委員長】

私も行かせていただきましたけれども、本当にうそのようないい天気になりました。何かご質問、ご意見、ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、その他で何か報告事項など、ある方がいらっしゃいましたら報告願います。

【委員】

お手元にA4の1枚の資料があると思いますけれども、1月29日に、平成20年度第2回教育委員研修会講演会に出席してまいりました。

講演会には早稲田大学の河村茂雄教授が招かれ、「現代の子どもたちの実態といじめを生まない人間関係づくり」を演題として講演がありました。

内容としましては、現代の子どもの実態をしっかりととらえ、学級集団の状態をきちんと把握し、それに基づき教育を実践していくことと、そのための方法論が教育実践の前提として必要になっているという内容でした。河村先生は、とてもパワーのある先生で、实例をたくさんお話しされて、いろんな話が飛び出して盛りだくさんの内容でしたが、とにかく現状把握をしっかりとすることと、そのためのスキルを備えておくことが大切であると思いました。

まとめと感想として、秋田県、山形県、富山県、福井県では、人口の流入が少なく地域の生活習慣やマナー習慣がそろっているので、学級が非常にまとまっているのだそうです。地域の特性を知り、それを土台に、その上に学校、学級、そして教育プログラムが成り立っていくというお話でしたので、やはり地域と学校の連携が非常に重要だと思いました。

以上です。

【委員長】

その他、何か報告はございますか。

【指導課長】

飯山満中学校において発生しました理科の学習で使用する薬品の紛失事故についてご報告申し上げます。

昨日、2月18日、飯山満中学校で理科薬品の定期点検を実施しましたところ、薬品がなくなっていることがわかりました。

なくなった薬品は5種類で、塩酸500CC、1本、未開封のものでございます。硫黄353グラム、1本、クロロホルム250グラム、1本、硝酸6グラム、1本、マグネシウムリボン20グラム、1箱、このうち塩酸、クロロホルム、硝酸は劇物にあたります。

学校では、本日、船橋東警察署に被害届を提出いたしました。

教育委員会といたしましては、ほかの小・中学校の薬品紛失の状況を調査しまして、他の学校では被害がないことを確認いたしました。また、なくなった薬品につきましては、警察等の関係機関と相談しながら今後の対応を進めてまいる所存でございます。薬品の安全管理につきましては、今年度当初から3回にわたって文書等で各学校に指導してまいりましたが、今回の事故が起こったことは、まことに遺憾だと思っております。

生徒の皆さん、保護者の方々を初めとして、市民の皆様にご心配をおかけしたことを心からおわびするものでございます。

今後の取り組みでございますが、教育委員会といたしましては、薬品の安全管理について、再びこのような事故が起きないように指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

【委員長】

この件について、何かご意見などございますか。

【委員】

一応、保管の状況に関しては、ルールにのっとって問題なく進んでいたということで理解していいですか。

【指導課長】

定期の点検を実施しておりまして、また劇物とそうでない薬品と別々に分けてきちんと保管しておりました。薬品保管庫、それから準備室の施錠もきちんとしておりましたんですが、1つ疑いがあるとすれば、その薬品保管庫のかぎが準備室の中にあつたということが、これは見直していかなければいけないことだと思っております。

【委員長】

こういうことがあってはならないわけですが、そこから見えてくることもあります。二次的な事件につながる可能性もありますので、今後、鍵の管理などの細かい点をよくチェックをし

ていただくのはもちろんですが、他の点でもそうしたことがないか、また改善できることはないか、もう一度見直していただければと思います。

ほかにはご質問などございませんか。

【委員】

保護者には通知されたのでしょうか。

【指導課長】

保護者の方には、本日、学校から生徒を通して通知しております。

【委員長】

ほかにはございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。これで教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。